

令和元年 第3回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 令和元年 6月 3日 (月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第24号 専決処分について (見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) 4. 1付

議第25号 専決処分について (見附市文化財保護審議会委員の委嘱について)

議第26号 専決処分について (見附市立学校運営協議会委員の委嘱について)

議第27号 専決処分について (見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

議第28号 専決処分について (見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について)

議第29号 専決処分について (見附市青少年指導員の委嘱について)

議第30号 専決処分について (部活動外部顧問の委嘱について)

議第31号 専決処分について (見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第32号 専決処分について (見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について)

議第33号 専決処分について (見附市公民館運営審議会委員の委嘱について)

議第34号 専決処分について (見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について) 4. 1付

議第35号 専決処分について (見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について) 5. 1付

議第36号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5. 1付

議第37号 専決処分について（見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について）5. 15付

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 亜 土
学校教育課長	糀 谷 正 夫
こども課長	大 野 務
まちづくり課長	吉 原 雅 之
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	菫 澤 毅 夫
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課副主幹	小 此 鬼 明

14時07分開会

教 育 長

只今より、令和元年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第27条の規定により齋藤委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1. 伊達市移動教室について、を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

伊達市移動教室について、ご報告いたします。

今年度は6月5、6日に、新潟小に伊達市の小国小5、6年7名、大石小5、6年9名、石田小5、6年9名の計25名の児童を受け入れます。5月10日には、伊達市より6名の教育委員会職員及び学校職員が訪問し、打合せを行いました。本事業は、伊達市の児童がのびのびと屋外で活動するとともに両市の児童の交流を一層進めたいと考え、平成24年度から始めた事業です。本事業は、これまで、504名の児童を受け入れてまいりましたが、当初のねらいが達成できたことから、本年度で一旦終了となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3 議第24号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）4月1日付け、ならびに議第25号 専決処分について（見附市文化財保護審議会委員の委嘱について）を議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

5ページをご覧ください。

議第24号 専決処分について説明いたします。

6ページをお願いします。専決第3号 見附市学校給食センター運営委員の委嘱について、4月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。現在の学校給食センターの運営委員については、4月の教職員の異動に伴い、ご覧の6名の校長先生について委員の委嘱替えを行うものでございます。

4月1日専決とし、任期については前任者の残任期間の令和2年4月30日までとするものです。

次に、7ページをご覧ください。

議第25号 専決処分について説明いたします。

8ページをお願いします。専決第4号 見附市文化財保護審議会委員の委嘱について、4月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。2年任期で5名の委員に委嘱しておりますが、任期満了の委嘱替えに際して、委員1名から退任の申し入れがありました。新たに自然科学分野を専門とする種村委員を委員として委嘱するものでございます。4月1日に専決し、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの任期とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第26号 専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱について）
から議第31号 専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱に
ついて）までの6案を議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

9ページをご覧ください。

議第26号 専決処分について説明いたします。

10ページをお願いします。専決第5号 学校運営協議会委員の委嘱について平成31年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。11ページ別記名簿にあるとおり、142名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は令和2年3月31日までの1年とするものでございます。

続いて、14ページをご覧ください。

議第27号 専決処分について説明いたします。

15ページをお願いします。専決第6号 見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について平成31年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。16ページ別記名簿にあるとおり、10名を委員として委嘱することについて先決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和3年3月31日までの2年となります。

続いて、17ページをご覧ください。

議第28号 専決処分について説明いたします。

17ページをお願いします。見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について平成31年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。19ページ別記名簿にあるとおり、委員19名、相談員18名を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和2年3月31日までの1年とするものでございます。

続いて、20ページをご覧ください。

議第29号 専決処分について説明いたします。

21ページをお願いします。見附市青少年指導員の委嘱について、平成31年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。22ページ別記名簿にあるとおり、26名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和3年3月31日までの2年となります。

続いて、23ページをご覧ください。

議第30号 専決処分について説明いたします。

24ページをお願いします。部活動顧問の委嘱について、平成31年4月1日付

で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。25ページ別記名簿にあるとおり、14名を部活動顧問に委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和2年3月31日までの1年とするものでございます。

続いて、26ページをご覧ください。

議第31号 専決処分について説明いたします。

27ページをお願いします。見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について、平成31年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。人事異動等により28ページ別記名簿にある4名に委員を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は前任者の在任期間の令和2年3月31日までとするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

専決第9号の部活動顧問の委嘱についてですが、外部に委託している指導者ということでよろしいでしょうか。

学校教育課長

25ページに示されている14名の方は、見附市の部活動外部顧問として非常勤特別職で委嘱している方々です。部活動の土日祝日に単独での指導、引率ができる指導者です。それ以外にも学校支援ボランティアとして部活指導をお願いしている方はいらっしゃいますが、この14名の方は市の非常勤特別職としてお願いしている指導者です。

教 育 長

他にございませんか。

小 倉 委 員

学校単位で同じ種目で2名、3名の方がいられるのですが、一人では都合により指導できない場合があるため、複数の方に委嘱しているのですか。

学校教育課長

今年度は各学校2種目まで部活動外部顧問を派遣しております。

小倉委員ご指摘のとおり、お仕事をしておられる方もいらっしゃいます。例えば、見附中のソフトテニスを3名の方をお願いしていますが、その3名の中でやり繰りして、1名分として指導いただいております。

教 育 長

他にございませんか。

齋 藤 委 員

以前もお話しさせていただきましたが、この部活動外部顧問を各校2種目に限定するのはいかがなものかと思えます。この制度の主旨から言えば、学校教諭の負担軽減につながることから、学校によっては3種目でもあるいは逆に1種目でも良いのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

当初は、土日祝日の教諭の負担軽減を図ることを主眼において、各学校1種目からこの制度がはじまったわけですが、昨年度から2種目に増やしました。齋藤委員ご指摘のとおり、1種目でも3種目でも良いのではないかと思えますが、今年度は各校から最低でも2種目以上の要望がありました。中には、できれば3種目を要望したいという学校もあったことは事実ですが、予算の関係もあり今年度も各校2種目とさせていただいたところです。

齋藤委員

3種目にしたいという要望があれば、そうしてあげたいところもあるのですが、いかがですか。

学校教育課長

先ほどもお答えさせていただきましたが、予算の都合もありますので、今年度については2種目をお願いしているところであります。

教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。

したがって、本6案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

次に移ります。

議第32号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

29ページをご覧ください。

議第32号 専決処分について説明いたします。

30ページをお願いします。専決第11号 見附市子ども支援対策地域協議会委

員の委嘱について、平成31年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

委嘱内容について説明させていただきますので、31ページをお願いします。

別記記載の見附市子ども支援対策地域協議会は、特別に支援を必要とする要保護児童とその保護者、又は、出産後の子どもの養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦の早期発見、並びに適切な保護や支援を、関係機関と情報共有し、連携して行うために設置しており、その委員には、見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の別表第1に定める関係機関から、委員を推薦していただき、ご委嘱しているものです。

平成31年3月末で、任期が満了したことから、新たに推薦いただいた方々を代表者会議委員と実務者会議委員として、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間で任期としてご委嘱申し上げるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第33号 専決処分について（見附市公民館運営審議会の委嘱について）、から
議第35号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱
について）5月1日付け までの3案を議題といたします。まちづくり課長に説明
を求めます。

まちづくり課長

32ページをご覧ください。

議第33号 専決処分についてご説明します。

33ページをお願いします。専決第12号 見附市公民館運営審議会委員の委嘱
についてであります。委員としてお願いしている団体の役員交代に伴う委嘱替え
でございます。学校教育関係者として田井小学校長の外山孝（とやま たかし）氏
と今町中学校長の大滝雅門（おおたき まさかど）氏を平成31年4月1日付で委
嘱しましたので承認をお願いするものでございます。任期は令和2年3月31日ま
でとなります。

次に34ページをご覧ください。

議第34号 専決処分についてご説明します。

35ページをお願いします。専決第13号 見附市社会教育・スポーツ推進審議
会委員の委嘱についてであります。委員としてお願いしている団体の役員交代に
伴う委嘱替えでございます。学校教育関係者から見附高校の吉田保夫（よしだ や
すお）校長を4月1日付で委嘱しましたので承認をお願いするものです。任期は令
和2年3月31日までとなります。

次に36ページをご覧ください。

議第35号 専決処分についてご説明します。

37ページをお願いします。専決第14号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱についてであります。こちら、委員としてお願いしている団体の役員交代に伴う委嘱替えでございますが、5月1日付での委嘱でございます。学校教育関係者から市PTA連合会長の鈴木健太郎（すずき けんたろう）氏を、社会教育関係者から市育成会連合会長の笹井敏彦（ささい としひこ）氏を委嘱しましたので承認をお願いするものです。任期は令和2年3月31日までとなります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第36号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5月1日付け を議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

38ページをご覧ください。

議第36号 専決処分についてご説明します。

39ページをお願いします。専決第15号 見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について5月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。給食センターの運営会委員として、40ページの名簿に記載した小中特別支援学校13校の校長およびPTA代表それぞれ13名と、学識経験者として長岡保健所長の計27名について、ご覧の方々を委員として委嘱するものです。5月1日専決とし、任期については、前任委員の残期間である令和元年5月1日から令和2年4月30日までの1年間とするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第37号 専決処分について（見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について）5月15日付けを議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

41ページをご覧ください。

議第37号 専決処分についてご説明します。

42ページをお願いします。専決第16号 見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について、令和元年5月15日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

委嘱内容についてですが、見附市子ども・子育て地域協議会委員会は、子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するために設置しております。

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、平成27年3月に策定した見附市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が今年度末で終了するため、令和2年度から5年間を計画期間とする第2期計画を今年度中に策定するにあたり、委嘱済みの委員7名に加え、市民委員1名を増員するため 五十嵐一美（いがらし かずみ）さんを任命するものであります。

任期につきましては、始期を令和元年5月15日とし、終期を委嘱済み委員と同じ令和2年3月31日までとして、ご委嘱申し上げるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第38号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてから議第40号 見附市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の制定についてまでの3案を議題とします。こども課長に説明を求めます

こども課長

43ページをご覧ください

議第38号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

当該要綱の一部改正の理由についてですが、国の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令が一部改正され、本要綱で準用している規定の改正が必要となりましたので、ここに一部改正をお願いするものであります。

改正内容であります。高等職業訓練促進給付金の支給期間の上限を3年から4年へ延長し、対象者に「寡婦等のみなし適用対象者」を加え、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月の支給額を4万円増額するため、43ページの別表中「訓練促進給付金」の規定を44ページ及び45ページのとおり改めるものであります。

附則におきまして、この要綱の施行期日を公布の日からとしております。

次に50ページをご覧ください。

議第39号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

当該要綱の一部改正の理由についてですが、今ほど議第38号で説明いたしました要綱の一部改正と同じく、国の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令が一部改正され、本要綱で準用している規定の改正が必要となりましたので、ここに一部改正をお願いするものであります。

改正内容であります。自立支援教育訓練給付金の支給限度額を20万円から80万円に引き上げるため、第4条第1号中の「20」を「80」に改めるものであります。

附則におきまして、この要綱の施行期日を公布の日からとしております。

次に52ページをご覧ください。

議第40号 見附市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の制定について説明させていただきます。

当該要綱制定の理由についてですが、今年10月からの消費税率の引き上げに際し、国が臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施することを受け、その実施主体となる市において、対象者への臨時・特別給付金を支給するため、新たに要綱の制定をお願いするものであります。

条文について説明いたします。

第1条は「本要綱の趣旨」、第2条は「用語の定義」、第3条は「臨時・特別給付金の支給と金額」について定めたものでございます。

53ページをご覧ください。

第4条は「申請受付開始日及び申請期限」、第5条は「申請及び支給の方式」、第6条は「代理による申請」について定めたものでございます。

54ページをご覧ください。

第7条は「支給の決定」、第8条は「臨時・特別給付金の支給等に関する周知」、第9条は「申請が行われなかった場合等の取扱い」、第10条は「不当利得の返還」、

第11条は「受給権の譲渡又は担保の禁止」について定め、第12条において「要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める」と規定したものでございます。

附則において公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用とするものとしております。

55ページの別表で「臨時・特別給付金の支給対象者」、56ページから59ページの別記様式で「臨時・特別給付金の申請書」について定めたものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第41号 令和元年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案についてを議題とします。教育部長ならびにこども課長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

60ページをご覧ください。

議第41号 令和元年度一般会計予算（見積書）のうち教育委員会関係予算の原

案についてご説明します。

61ページをお願いします。10款6項3目、図書館管理費106万1千円の増額であります。図書館の自家用電気設備の年度末点検におきまして、近隣住宅・事務所に影響を及ぼす恐れのある設備の故障・損傷が懸念される旨の指摘がありました。このことから関係設備の入替修繕を行うため経費の補正をお願いするものであります。

以上でございます。

こども課長

続いて、こども課関係の補正予算について説明させていただきます。

62ページ及び63ページをご覧ください。

母子家庭等臨時特別給付費の補正予算については、62ページの職員給与費および63ページの未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金事業、合わせて138万2千円の増額であります。

補正要求した理由であります。先程、議第40号で説明させて頂いた、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施する際の職員の時間外手当18万9千円、消耗品費2千円、支給決定通知書の郵送料6千円、給付金の口座振込手数料7千円、システム改修委託料12万8千円、受給対象者に支払う臨時・特別給付金105万円を補正計上するものであります。

64ページをご覧ください。

児童措置費の補正予算については、882万7千円の増額であります。

補正要求した理由であります。今年度10月実施予定の、幼児教育・保育の無償化、に対応するためのシステム改修委託料241万3千円と、わかくさ中央保育園を運営されている社会福祉法人 芳香稚草園から小規模保育施設を今年度秋に市内で開設したいとの要望がありましたので、その施設整備補助金として641万4千円を補正計上するものであります。

65ページをご覧ください。

児童扶養手当費の補正予算については、11万1千円の増額であります。

補正要求した理由であります。国のマイナンバー制度における児童扶養手当の

支給情報に関する情報連携のデータ標準レイアウト変更に対応するため、マイナンバー関係のシステム改修委託料11万1千円を補正計上するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の本案の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時43分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

齋藤 義章

